

建設産業情報（基礎情報）

在外公館名 欧州連合日本政府代表部

記入日 平成24年12月26日

1. 公共事業の所管官庁（国の直轄工事※に係る発注機関）

EU域内における公共事業については、EUが発注を行うのではなく、各加盟国によって発注が行われている。

2. 国の直轄工事に係る発注機関による入札公告情報の公表状況

上記1. に記載のとおり、EUとして発注は行っていないが、公共調達指令（2004/18/EC）に基づき、加盟国における一定額（500万ユーロ）以上の入札についてはEU官報（Official Journal of the European Union）への掲載が原則として義務付けられており、その内容は以下のホームページで閲覧可能である。

<http://ted.europa.eu/>